平成２９年（フ）第１４号
青森県弘前市大字浜の町東１丁目４番地３
市営住宅３－６号
債務者　高谷由紀子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３４号
松江市宍道町佐々布296番地121　市営宍道緑が丘住宅ＣＣ206号室
債務者　成田　明子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
熊本市南区良町１丁目18番10―301号　春の田ハイツ301
債務者　亀**崎**　恵美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４３号
青森市桜川６丁目８番25号　サクラハイツＯＤＡ101号
債務者　相馬　慎二
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
大分県豊後大野市三重町内田939番地　久丸アパート１の６
債務者　稲葉　政人
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第１８６５号
名古屋市守山区喜多山１丁目２番７号　長岡ビル４－Ｃ号
債務者　犬飼　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３５号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪18番地３　アサノビル201号
債務者　大原　洋行
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
岩手県北上市二子町築舘37番地13、旧住所三重県四日市市下之宮町164番地１　フレグランスハミングバードＢ―103
債務者　藤巻　奈穂
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１６号
岩手県北上市柳原町１丁目７番４号
債務者　高橋　松雄
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１７号
岩手県北上市和賀町竪川目１地割113番地26
債務者　米沢　和範
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４３号
福井県大野市泉町14番23号　ヴィラ清瀧Ｄ103号
債務者　山本　　扇
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
福井県勝山市旭毛屋町1601番地　市営東南住宅
債務者　酒井　和彦
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
福井県勝山市旭毛屋町1601番地　市営東南住宅
債務者　酒井　淳子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
福井市光陽３丁目14番５号　キュア・メロディ102号
債務者　加美川健治
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
福井市光陽４丁目10番８号、旧住所福井市豊岡１丁目12番27号
債務者　新田めぐみ
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
福井県越前市安養寺町第85号47番地の１
債務者　藤井　義孝
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
福井県越前市安養寺町第85号47番地の１
債務者　藤井　安子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係